

第123回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月24日(木曜日)
午前10時

場所 大阪府貝塚市二色中町8番1
当社本店2階会議室

目次

■ 第123回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>	
第1号議案/取締役6名選任の件	
第2号議案/取締役(社外取締役を除く。)に 対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬決定の件	
<株主提案(第3号議案から第5号議案まで)>	
第3号議案/定款一部変更の件	
第4号議案/剰余金の処分の件	
第5号議案/自己株式取得の件	
■ 添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	33
計算書類	45
監査報告書	53
■ 第123期期末配当金のお支払いについて	58

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面(郵送)または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

この趣旨に鑑み、**本年は、お土産のご用意はございません。**

証券コード 5357
2021年6月9日

株 主 各 位

大阪府貝塚市二色中町8番1

株式会社 **ヨタイ**
取締役社長 田 口 三 男

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、大規模集会自粛要請が継続している状況にありますので、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の『株主総会参考書類』をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府貝塚市二色中町8番1 当社本店2階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第123期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

〈会社提案（第1号議案から第2号議案まで）〉

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

〈株主提案（第3号議案から第5号議案まで）〉

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 剰余金の処分の件

第5号議案 自己株式取得の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yotai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合	事前行使をされる場合	
<p>[株主総会日時]</p> <p>2021年6月24日(木曜日) 午前10時</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> 	<p>[郵送により議決権を行使する場合]</p> <p>行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時40分到着分まで</p> <p>郵送で事前に議決権をご行使いただけます。同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。</p> 	<p>[インターネットによる議決権行使の場合]</p> <p>行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時40分受付分まで</p> <p>当社指定の議決権行使サイト (https://evote.tr.mufig.jp/) にアクセスのうえ、各議案の賛否をご入力ください。詳細につきましては、次ページの手順をご参照ください。</p> 



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書 **見本**

会社提案議案		原案に対する賛否	
議案		賛	否
第1号	但し を除く		
第2号	賛		

株主提案議案		原案に対する賛否	
議案		賛	否
第3号			
第4号			
第5号			

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

 ログイン用QRコード
見本

第1号議案 (会社提案)

- ▶ 全員賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合
⇒ **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案 (会社提案)

- ▶ 賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印

第3・4・5号議案 (株主提案)

- ▶ 株主提案に反対の場合⇒ **【否】** の欄に○印
- ▶ 株主提案に賛成の場合⇒ **【賛】** の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから**当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/)** にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時40分受付分まで

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

議決権行使書

議案	議案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用
QRコード

ログインID
仮パスワード

見本

見本

見本

議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は
1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

2回目以降ログインする場合は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

次頁へ

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使サイトのご利用に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



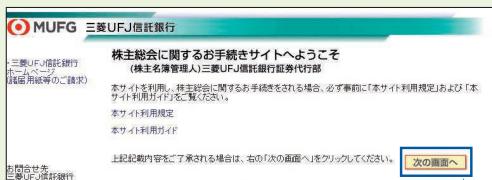
パソコン、2回目以降の
スマートフォンの場合

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

① 議決権行使サイトへアクセス

② 「次の画面へ」をクリック

③ 「次の画面へ」をクリック
(下記ご参照ください)



「次の画面へ」をクリック

④ お手元の議決権行使書用紙の
副票(右側)に記載された「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の際は、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください。)

ログインID - - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力の際は、「パスワード変更」を選択してください。

入力して「ログイン」をクリック

⑤ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力
ください。

ご注意事項

- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ システムメンテナンスのため、サービスを利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	たぐち みつお 田口 三男	再任	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
2	かわ もり やすお 川森 康夫	再任	常務取締役 瑞浪工場長兼吉永工場・貝塚工場管掌	13回／13回 (100%)
3	たけ ばやし しんいちろう 竹林 真一郎	再任	取締役 本社業務部長	13回／13回 (100%)
4	たに ぐち ただし 谷口 忠史	再任	取締役 日生工場長	13回／13回 (100%)
5	いた の ひろし 板野 泰之	再任	社外 独立役員 社外取締役	10回／10回 (100%)
6	あき よし しのぶ 秋吉 忍	新任	社外 独立役員 —	—

1

たぐち
田口みつお
三男

(1960年10月21日生)

再任



所有する当社株式の数

66,700株

取締役会への出席状況

13回 / 13回 (100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
 2006年 3月 当社エンジニアリング事業部技術部長
 2006年10月 当社エンジニアリング事業部エンジニアリング部長兼技術部長
 2008年 3月 当社エンジニアリング事業部エンジニアリング部長
 2009年 6月 当社取締役エンジニアリング事業部長
 2015年 6月 当社常務取締役エンジニアリング事業部長兼技術研究所管掌
 2017年 4月 当社常務取締役日生工場長兼エンジニアリング事業部管掌
 2019年 6月 当社代表取締役社長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

2009年から取締役として当社の経営に従事し、取締役エンジニアリング事業部長、常務取締役日生工場長を経て、2019年から代表取締役社長として当社経営を担っております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 田口三男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2

かわもり
川森やすお
康夫

(1959年 9月18日生)

再任



所有する当社株式の数

39,700株

取締役会への出席状況

13回 / 13回 (100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 大阪窯業株式会社入社
 2008年 3月 当社日生工場製造部長
 2013年 6月 当社取締役日生工場長
 2017年 4月 当社取締役吉永工場長
 2019年 6月 当社常務取締役吉永工場長
 2019年 9月 当社常務取締役吉永工場長兼瑞浪工場長
 2020年 7月 当社常務取締役瑞浪工場長兼吉永工場・貝塚工場管掌（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

2013年から取締役として当社の経営に従事し、2019年から常務取締役を務めております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 川森康夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3

たけ ばやし
竹林しん いち ろう
真一郎

(1964年1月16日生)

再任



所有する当社株式の数

15,600株

取締役会への出席状況

13回 / 13回 (100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2015年3月 当社本社業務部担当部長
 2017年6月 当社取締役本社業務部長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に管理部門に携わり、2017年から取締役として当社の経営に従事しております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 竹林真一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4

たに ぐち
谷口ただ し
忠史

(1972年9月13日生)

再任



所有する当社株式の数

6,400株

取締役会への出席状況

13回 / 13回 (100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社
 2017年4月 当社日生工場製造部長
 2019年6月 当社取締役日生工場長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に製造部門に携わり、2019年から取締役として当社の経営に従事しております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 谷口忠史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5 いた の 板野 ひろ し 泰之

(1957年2月19日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

3,400株

取締役会への出席状況

10回 / 10回 (100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現・株式会社野村総合研究所）入社
- 2005年4月 同社執行役員サービス・産業システム事業本部副本部長
- 2009年4月 同社常務執行役員サービス・産業システム事業本部長兼関西支社長、中部支社長
- 2014年4月 同社専務執行役員コーポレート部門担当、リスク管理、コンプライアンス担当
- 2014年6月 同社取締役専務執行役員コーポレート部門担当、リスク管理、コンプライアンス担当
- 2015年4月 同社代表取締役専務執行役員コーポレート部門担当、リスク管理、コンプライアンス、健康経営担当
- 2016年4月 同社代表取締役専務執行役員コーポレート部門管掌
- 2017年4月 同社取締役
- 2017年6月 株式会社データ・アプリケーション社外取締役（現在に至る）
- 2018年6月 株式会社野村総合研究所退任
- 2018年9月 株式会社F I X E R取締役
- 2019年8月 株式会社F I X E R退任
- 2020年6月 当社社外取締役（現在に至る）
ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役（現在に至る）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、また、経営全般及びIT技術等に十分な見識を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は経営方針に関する助言や重要事項の決定・業務執行の監督等の職務を遂行していただくことを期待しております。

社外取締役在任年数：1年（本総会終結時）

- (注) 1. 板野泰之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 板野泰之氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員候補者であります。
3. 当社は、板野泰之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、板野泰之氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。



所有する当社株式の数

一株

取締役会への出席状況

—

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2008年12月 大阪弁護士会登録
- 2009年1月 堂島総合法律事務所入所
- 2018年1月 堂島総合法律事務所パートナー就任（現在に至る）
- 2018年4月 大阪弁護士会常議員就任
- 2019年3月 大阪弁護士会常議員退任
- 2020年11月 特定非営利活動法人ひこうせん支援員として勤務
芦屋市住環境紛争調停委員就任
- 2021年2月 雇用環境整備士（第I種）登録

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

法律の専門家としての豊富な経験と知見を有しており、また、女性のみならず、障害者や高齢者などが活躍できる社会づくりに関する見識を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門性を活かし、企業法務に関する有益な助言や当社の女性活躍推進をけん引していただくことを期待しております。

- (注) 1. 秋吉忍氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋吉忍氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員候補者であります。
3. 当社は、秋吉忍氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

(注) 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

<会社提案>

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬の額は、2006年6月28日開催の第108回定時株主総会において、年額3億2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期は毎年、一定の時期に支給し、具体的な配分は指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第123回定時株主総会第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】**（1）譲渡制限期間**

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」とい

う。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。))について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。))の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了又は死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了又は死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に上記(2)に定める任期満了又は死亡その他の正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しております。内容につきましては、以下のとおりであります。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等により構成することとする。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条

件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、在任年数、各期の業績、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定するものとする。

- 3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績等を反映した現金報酬とし、各事業年度の配当総額及び経常利益等を基礎として算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする。当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給することとし、その総額は、年額50百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、第123回定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)として毎年、一定の時期に支給する。

なお、適宜、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

- 4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬等及び非金銭報酬等のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)は指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1とする。

ただし、報酬構成比率は、役位ならびに担当職務及び各期の業績等の達成状況に応じて変動する。

- 5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、取締役会において定める基準の範囲内で、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分を決定するものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定することとする。なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

<株主提案>

第3号議案～第5号議案は株主1名からのご提案によるものであります。また、第4号議案及び第5号議案につきましては、第3号議案の承認可決を条件として、上程されるものであります。

取締役会としては、第3号議案から第5号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主提案の内容および提案の理由につきましては、原則として提案株主から提出されたものを原文のまま掲載しております。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 提案する議案の内容

<定款一部変更の件>

当社定款第40条第3項を削除する。

(2) 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、十分な株主還元を実現するため、株主の意思を反映するべく、現行定款第40条第3項を削除し、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の議決によって定めることとするべきである。請求人による株主提案のうち、第4号議案 剰余金の処分の件及び第5号議案 自己株式取得の件は、本議案が承認可決することを条件として、提案を行うものである。

<第3号議案に対する当社取締役会の意見>

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、第3号議案に反対いたします。

2. 反対の理由

当社の資本政策は、社会と調和し持続的に企業価値の向上を図るという観点から、当社を取り巻く経営環境の変化や事業特性等を勘案したうえで決定されるべきであるため、当社の剰余金の配当等の決定につきましては、経営判断事項として、株主総会ではなく取締役会において柔軟な判断を可能とすることが適切であると考えております。

また、機動的な資本政策を図るという観点からも、取締役会において迅速な判断を可能とすることが必要となります。

以上のことから、当社の剰余金の配当等の決定機関につきましては、会社法第459条第1項及び第460条の規定に基づき、取締役会の決議によることとしております。

当社は、2021年5月13日公表の第一次中期経営計画において、戦略投資及び株主還元への資金配分を強化するとともに、連結配当性向30%を目標とした安定的な配当の実施や機動的な自己株式取得による適正な還元を実施する旨を定めており、今後も持続的な企業価値の向上と安定的かつ機動的な株主還元の両立を図ってまいります。

したがって、当社取締役会としては第3号議案に反対いたします。

＜株主提案＞

第4号議案 剰余金の処分の件

(1) 提案する議案の内容

＜剰余金の処分の件(第3号議案 定款一部変更の件が可決承認されることを条件とする。)＞
当社の利益剰余金から、2021年3月期の期末配当金を、以下のとおり配当する。

- (ア) 配当財産の種類
金銭
- (イ) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円を配当する。
- (ウ) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月25日

(2) 提案の理由

当社の2021年3月期第3四半期決算短信によれば、2020年12月31日現在の四半期連結貸借対照表上、保有する現預金は約107億円である。一方で、借入れはない。そのうえ、政策保有株式を含む投資有価証券約17億円を保有していることからすると、当社は既に十分な現金及び現金類似資産を保有していることになる。

上記の決算短信によれば、2020年12月31日現在で、当社の自己資本（連結）は284億36百万円（1株当たり約1305円）で自己資本比率は81.6%、そして、予想当期純利益（連結）は19億円（1株当たり87.1円）である。しかし、当社が公表している1株当たり年間配当10円を前提とすると、配当性向は約11.4%となる。自己資本の大きさおよび予想当期純利益に鑑み、この予想配当金の額では、株主からみてその水準は十分なものではない。

他方、取締役一人当たりの報酬は2010年3月期の1386万円から、2020年3月に2429万円と大幅に上昇している。また、同期間の従業員の平均賃金は、560万円から625万円に拡大する一方、配当性向は、42.3%から12.4%に大幅に低下している。業績が向上して取締役の報酬が増えるのは当然であるが、会社には様々な利害関係者がいる。代表的なものは従業員、株主、取締役外部に顧客と取引先である。取締役は己を律して競合との競争を勝ち抜き顧客にメリットある商品を提供し会社としての存在意義を示したうえで上記のような代表的な利害関係者をはじめあらゆる関係者にバランスよくメリットを配分する責務がある。

当社の株価はPBR1倍を割れ、無借金で財務バランスは極めて良好、売上高利益率も高く製品の競合優位性もあることは明確である一方で従業員の給与は業界内平均同等、配当性向は12.4%で東証平均を大きく下回っている。結果として会社の将来性を示す株価は低迷しPBR1倍を割っており、上場している一番のメリットである資金調達の道を必要ないとして閉ざしている。

当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、また、これ以上自己資本を増加させてもROEは減少するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価を向上させることにつながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の自己資本及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

<第4号議案に対する当社取締役会の意見>

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、第4号議案に反対いたします。

2. 反対の理由

当社は、2021年5月13日公表の第一次中期経営計画の中で、高い収益力・高い健全性の維持を図りながら、ヒト・モノ・情報への投資を行い、持続的成長を支える経営基盤を構築することを基本戦略・重点施策に掲げ、収益力の維持とE S G経営の推進を通じて、社会と調和し、財務価値・非財務価値を高め、持続的に企業価値を向上していくことを基本的な考え方としております。

また、当該中期経営計画において、収益性と高い財務体質の健全性の維持を図りながら、企業価値を持続的に向上させ戦略投資及び株主還元への資金配分を強化することを掲げています。株主還元方針としては、連結配当性向30%を目標とした安定的な配当の実施や機動的な自己株式取得による適正な還元を実施する旨を定めています。さらに、当社の配当方針といたしましては、安定した配当の継続を基本に、企業の財務体質の強化を図るとともに内部留保の拡充を進めつつ収益に応じた配当を行うことを基本方針とし、2021年5月13日に、2021年3月期の一株当たり配当金を前期比1.0円増配の17.0円と予定する旨を公表し、2014年3月期以降、年間の配当額を1株当たり9.0円から17.0円まで引き上げることで株主の皆様のご期待に応えてまいりました。

さらに、当社は、2021年5月13日に、同年同月14日から2022年3月31日までの間に、総額15億円または180万株を上限とする自己株式取得を行う旨の公表をしております。

本株主提案におきましては、当社の現預金の水準についてご指摘をいただいておりますが、2021年5月13日公表の第一次中期経営計画に記載の通り、国内市場の成熟による当社取引先の業績悪化の懸念、長期視点での耐火物の需要減退、中国の環境規制などによる原材料価格の高騰、また、脱炭素、E S G、S D G sへの要請の高まり、自然災害などの多くの要因に基づき、当社を取り巻く経営環境や社会情勢は目まぐるしく変化しています。そのため、今後も高い財務健全性を保ちつつ収益性を高めるためには、株主還元のみならず、①グローバルな原材料の確保、②老朽化設備をI o T化した最新設備への更新、③省エネ・脱炭素への投資、④各事業所のハザード情報を分析したB C P（事業継続計画）投資といった戦略投資等に資金を配分し、内部留保を活用していく必要があります。このような取り組みを同業他社に先駆けて行うことが競争力の強化につながり、安定した利益の確保につながると確信しています。中でも前述③の脱炭素の取り組みは、エネルギー消費の高い素材産業である当社において生命線であり、当社ではこれから更に再生可能エネルギー投資を加速させていく必要がありますが、かかる投資には長期にわたり資金を必要とします。しかし、剰余金処分に関する本株主提案は、前述した当社の中長期的な資本配分を踏まえることなく、短期的な株主還元に着目してなされたものであるため、当社の競争力を低下させる可能性が高く、中長期的には株主の皆様の利益を毀損する恐れがあるものと考えております。

当社としては、前述の通り、第一次中期経営計画を実現することで、高い収益性と高い財務体質の健全性の維持を図りながら、企業価値を持続的に向上させ戦略投資及び株主還元への資金配分を強化し、株主をはじめステークホルダーの皆様の期待に応えてまいりたいと考えております。

したがって、当社取締役会としては第4号議案に反対いたします。

＜株主提案＞

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 提案する議案の内容

＜自己株式取得の件(第3号議案 定款一部変更の件が可決承認されることを条件とする。)>

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の日から360日以内に、当社普通株式を株式総数300万株、総額30億円の金銭の交付をもって取得することとする。ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める分配可能額）が、当該金額を下回るときには、会社法により許容される取得額の上限を限度とする。

(2) 提案の理由

当社の資本政策上筆頭株主は住友大阪セメント株式会社であるが、保有比率は20%を下回っておりそのほかの株主も小口分散しており不安定な状況にある。現在当社は約16%自社株を保有しているが、株価もPBR1倍を下回っている状況でもあるので自社株を買って資本政策を安定させるとともにROEを改善する合理性がある。

なお、今回提案する自己株式の取得を実行しても、前期末の当社の自己資本および現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

＜第5号議案に対する当社取締役会の意見＞

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、第5号議案に反対いたします。

2. 反対の理由

当社は、全ての株主の皆様の権利と平等性を確保するための環境整備を行っており、ご指摘頂いているように、当社の筆頭株主である住友大阪セメント株式会社の保有比率が20%を下回っているという状況を理由とし、自己株式を取得することによって資本政策を安定させることは考えておりません。

当社の配当方針としては、安定した配当の継続を念頭に、企業の財務体質の強化を図るとともに内部留保の拡充を進めつつ収益に応じた配当を行うことを基本方針とし、2021年5月13日に、2021年3月期の一株当たり配当金を前期比1.0円増配の17.0円と予定する旨を公表し、2014年3月期以降、年間の配当額を1株当たり9.0円から17.0円まで引き上げることで株主の皆様のご期待に応えてまいりました。

また、2021年5月13日に公表いたしました第一次中期経営計画の中でも戦略投資、株主還元への資金配分の強化を表明し、連結配当性向30%を目標とした安定的な配当の実施や機動的な自己株式取得による適正な還元を実施する旨を定めています。

さらに、当社は、2021年5月13日に、同年同月14日から2022年3月31日までの間に、総額15億円または180万株を上限とする自己株式取得を行う旨の公表をしております。

前述の剰余金処分に関する株主提案において述べたのと同様に、自己株式取得に関する本株主提案は、当社の中長期的な資本配分を踏まえることなく、短期的な株主還元に着目してなされたものであるため、当社の競争力を低下させる可能性が高く、中長期的には株主の皆様利益を毀損する恐れがあるものと考えております。

当社としては、第一次中期経営計画を実現することで、高い収益性と高い財務体質の健全性の維持を図りながら、企業価値を持続的に向上させ戦略投資及び株主還元への資金配分を強化し、株主をはじめステークホルダーの皆様期待に応えてまいりたいと考えております。

したがって、当社取締役会としては第5号議案に反対いたします。

以上

添付書類

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費および企業収益の悪化など厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言解除後は、段階的に経済活動を再開しましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されております。

一方、世界経済は新型コロナウイルス感染拡大の影響により景気が後退しました。第2四半期以降は経済活動が早期に正常化した中国に加え、各国政府の財政支援などにより各地で景気回復の兆しが見られました。

そういったなかで、販売先である鉄鋼業界は、下半期より海外各国の景気刺激策などで鋼材需要が高まり、世界的に鉄鋼生産が回復しました。

このような状況のなか、当社グループは、お客様のニーズをとらえた新製品の開発及びWEB会議を利用した国内外への積極的な営業展開、品質第一とした構造改革の推進と一層の生産効率化等に鋭意取り組んでまいりました。そして、中国子会社につきましては輸出の拡大、高付加価値品や不定形耐火物の拡販などの体質改善に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は235億54百万円（前連結会計年度比11.6%減）、営業利益は29億21百万円（同27.3%減）、経常利益は30億21百万円（同26.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億45百万円（同34.0%減）となりました。

連結業績

売上高

235億54百万円

前連結会計年度比 11.6%減

営業利益

29億21百万円

前連結会計年度比 27.3%減

経常利益

30億21百万円

前連結会計年度比 26.9%減

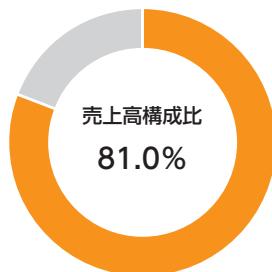
親会社株主に
帰属する
当期純利益

18億45百万円

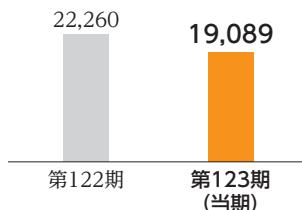
前連結会計年度比 34.0%減

(2) セグメント別の状況

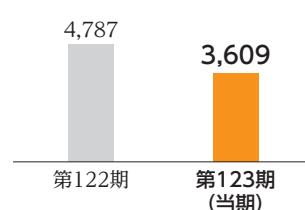
① 耐火物等事業



売上高 (百万円)

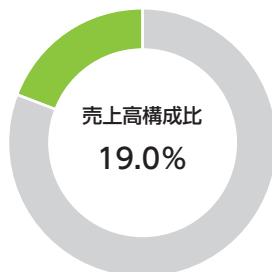


セグメント利益 (百万円)

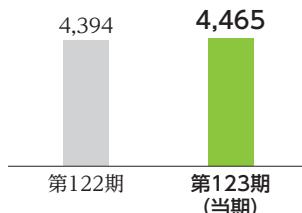


耐火物等事業につきましては、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比14.2%減の190億89百万円、セグメント利益は同24.6%減の36億9百万円となりました。

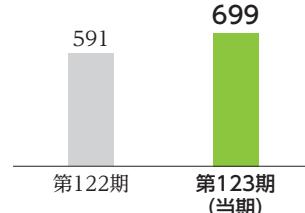
② エンジニアリング事業



売上高 (百万円)



セグメント利益 (百万円)



エンジニアリング事業につきましては、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比1.6%増の44億65百万円、セグメント利益は同18.3%増の6億99百万円となりました。

③ 部門別の売上状況

(単位：百万円・%)

区 分	第122期 (2019.4.1～2020.3.31)	第123期(当期) (2020.4.1～2021.3.31)	対前期比率
耐火物等	22,260	19,089	85.8
エンジニアリング	4,394	4,465	101.6
合 計	26,654	23,554	88.4

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は11億13百万円で、その主要なものは製造ラインの集約化及び自動化等のための合理化設備であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に伴う資金調達は実施しておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

当社グループには、①当社の強みを生かした製品・サービスの提供による他社との差別化②質の高い製品・サービス提供を支えるスタッフの増員と育成、従業員満足度向上③持続的なコスト・安定供給体制の構築④A I ・ I o T ・ I C T技術の活用による合理化・効率化の加速⑤カーボンニュートラルへの対応、E S G経営の推進による経営基盤強化・リスク対応強化という課題があります。

今後も高い収益力・高い健全性の維持を図りながら、ヒト・モノ・情報などへの投資を行い、一層の業績向上に努めてまいります。

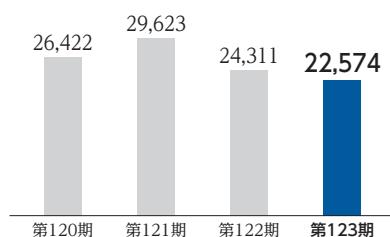
株主の皆様におかれましても、なにとぞ一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産及び損益の状況の推移

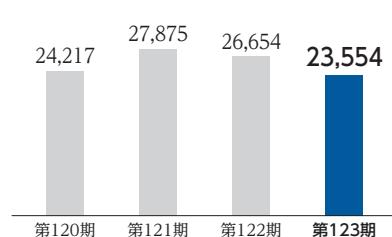
区 分	第120期 (2017.4.1～2018.3.31)	第121期 (2018.4.1～2019.3.31)	第122期 (2019.4.1～2020.3.31)	第123期(当期) (2020.4.1～2021.3.31)
受 注 高(百万円)	26,422	29,623	24,311	22,574
売 上 高(百万円)	24,217	27,875	26,654	23,554
経 常 利 益(百万円)	3,663	5,224	4,134	3,021
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,625	3,610	2,794	1,845
1株当たり当期純利益	119円44銭	164円29銭	127円17銭	84円59銭
総 資 産(百万円)	29,336	34,186	34,443	35,396

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第121期の期首から適用しており、第120期に係る数値につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

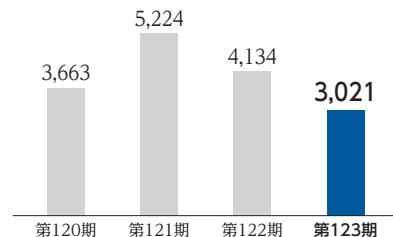
受注高 (百万円)



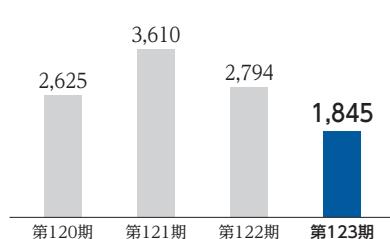
売上高 (百万円)



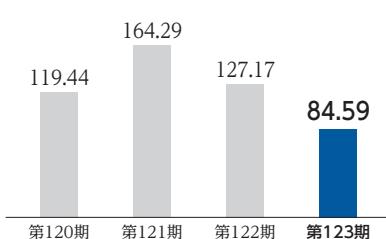
経常利益 (百万円)



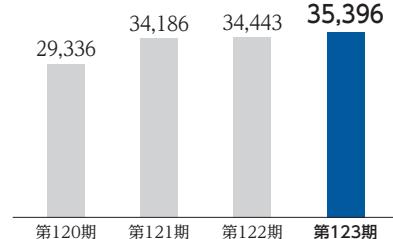
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	出 資 金	議決権比率	主要な事業の内容
営口新窯耐耐火材料有限公司	59,998千円	100.0 %	耐火物の製造販売

当社の連結子会社は、上記の営口新窯耐耐火材料有限公司1社であります。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(12) 主要な事業の内容 (2021年3月31日現在)

- ① 耐火物、その他窯業品及びクレイ粉の製造販売
- ② 各種窯炉の設計及び工事
- ③ タイル、れんが、ブロック工事、各種プラントの鋼構造物工事及び機械器具設置工事業
- ④ 都市ごみ焼却炉、上水汚泥及び下水汚泥処理設備の設計、施工ならびに産業廃棄物処理業

(13) 主要な営業所及び工場等 (2021年3月31日現在)

- ① 営業所：本社（大阪府）、東京支社（東京都）、九州支社（福岡県）、名古屋支社（岐阜県）、岡山支社（岡山県）
- ② 工場：日生工場（岡山県）、吉永工場（岡山県）、エンジニアリング事業部（岡山県）、貝塚工場（大阪府）、瑞浪工場（岐阜県）
- ③ 研究所：新材料研究所（大阪府）、技術研究所（岡山県）

(14) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	(前期末比増減)
537名	29名減

(15) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

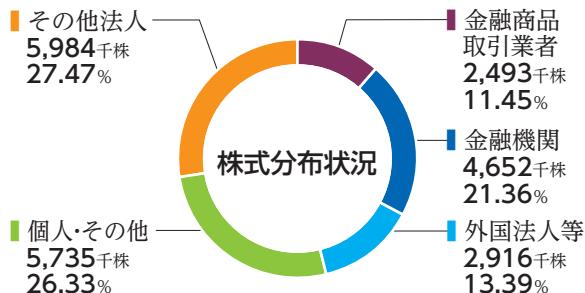
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(2) 発行済株式の総数 25,587,421株

(3) 株主数 2,469名



(注) 比率は発行済株式総数より自己株式数 (3,805千株) を控除して計算しています。

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
住友大阪セメント株式会社	3,589千株	16.48%
立花証券株式会社	2,245	10.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	928	4.26
株式会社中国銀行	908	4.17
三栄興産株式会社	750	3.44
GOLDMAN SACHS & CO. REG	750	3.44
サンシャインD号投資事業組合 業務執行組員 UGSアセットマネジメント株式会社	702	3.22
株式会社キャピタルギャラリー	672	3.08
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	530	2.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	451	2.07

(注) 持株比率は、自己株式3,805千株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

- ①取得する株式の種類 当社普通株式
- ②取得する株式の総数 1,800,000株 (上限)
- ③株式の取得価額の総額 1,500,000,000円 (上限)
- ④取得する期間 2021年5月14日～2022年3月31日
- ⑤取得方法 東京証券取引所による市場買付

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 口 三 男	
常務取締役	川 森 康 夫	瑞浪工場長兼吉永工場・貝塚工場管掌
取 締 役	竹 林 真一郎	本社業務部長
取 締 役	谷 口 忠 史	日生工場長
取 締 役	平 川 敏 彦	堂島総合法律事務所弁護士
取 締 役	板 野 泰 之	株式会社データ・アプリケーション社外取締役 ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役
監査役(常勤)	梅 澤 孝 志	
監 査 役	谷 忠 晴	
監 査 役	井 上 慎 一	
監 査 役	藤 原 康 生	
監 査 役	浦 田 和 栄	関西法律特許事務所弁護士 萬世電機株式会社社外取締役 大阪市包括外部監査人

- (注) 1.取締役平川敏彦氏、板野泰之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2.監査役井上慎一氏、藤原康生氏、浦田和栄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3.井上慎一氏、藤原康生氏は各分野において高い見識を有しております。また、浦田和栄氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の見識を有しております。
- 4.取締役平川敏彦氏、板野泰之氏、監査役浦田和栄氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 5.2020年7月1日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。
常務取締役 川森 康夫 瑞浪工場長兼吉永工場・貝塚工場管掌

(2) 当事業年度中の役員の異動

就任 2020年6月25日開催の第122回定時株主総会において、板野泰之氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成することとする。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、在任年数、各期の業績、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績等を反映した現金報酬とし、各事業年度の業績を総合的に判断する指標として配当総額及び経常利益等を基礎として算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。当事業年度における配当総額は370百万円であり、経常利益等については20ページ「(10)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりである。非金銭報酬等は、導入していないため、非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針はない。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝8：2とする。ただし、報酬構成比率は、役位ならびに担当職務及び各期の業績等の達成状況に応じて変動する。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、取締役会において定める基準の範囲内で、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分を決定するものとする。

- ② 監査役報酬の方針決定に関する事項
- 1.基本方針
株主の負託を受けた監査役職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。
 - 2.報酬構成
監査役報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。
 - 3.基本報酬
基本報酬は、職責および常勤・非常勤に応じた月例の固定報酬とする。
 - 4.監査役個人別の報酬内容についての決定に関する事項
株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役会における監査役協議に基づき決定する。
- ③ 取締役及び監査役報酬等についての株主総会決議に関する事項
- 1.取締役の金銭報酬額は、2006年6月28日開催の第108回定時株主総会において、年額320百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。
 - 2.監査役金銭報酬額は、1994年6月29日開催の第96回定時株主総会において、月額4百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は5名（うち、社外監査役は3名）です。
- ④ 取締役個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- 当社においては、代表取締役社長田口三男氏に取締役個人別の報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。
- ⑤ 当事業年度に係る取締役個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役個人別の報酬等につきましては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長田口三男氏が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案のうえ決定しており、固定報酬・業績連動報酬等により構成されております。また、一任する理由は、当社の事業を統括している立場から、最も公平・公正な評価が可能であり、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	136,794	108,957	27,837	4
監査役 (社外監査役を除く。)	17,046	17,046	—	2
社外取締役	11,962	11,229	733	2
社外監査役	10,650	10,650	—	3

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役分の使用人分の給与は含まれておりません。
2.取締役の報酬等の総額には、当事業年度の役員賞与引当金28百万円を含みます。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役平川敏彦氏は、堂島総合法律事務所弁護士であり、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役板野泰之氏は、株式会社データ・アプリケーション及びヤマシンフィルタ株式会社の社外取締役であり、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役浦田和栄氏は、関西法律特許事務所弁護士、萬世電機株式会社社外取締役及び大阪市包括外部監査人であり、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

2021年3月期における社外役員の主な活動状況は、次のとおりであります。

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
平川敏彦	社外取締役	取締役会13回開催 うち13回出席 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適切な役割を果たしていただいております。
板野泰之	社外取締役	就任後、取締役会10回開催 うち10回出席 企業経営経験者としての幅広い見地から発言を行っており、当社の社外取締役としての業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適切な役割を果たしていただいております。
井上慎一	社外監査役	取締役会13回開催 うち13回出席 監査役会13回開催 うち13回出席 学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
藤原康生	社外監査役	取締役会13回開催 うち13回出席 監査役会13回開催 うち13回出席 学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
浦田和栄	社外監査役	取締役会13回開催 うち13回出席 監査役会13回開催 うち13回出席 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

(社外取締役)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。2020年6月25日に社外取締役との間で責任限定契約を締結しており、損害賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

(社外監査役)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。2019年6月26日に社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、損害賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 33百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、「収益認識に関する会計基準」適用に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「企業理念」「行動規範」「倫理ガイドライン」を定め、当社グループのすべての役職員等に周知徹底し、「コンプライアンス基本規則」に則り法令及び社内規定を遵守する。
 - (2) 当社グループは、「内部監査規程」により内部監査室が監査役等と連携し、内部監査を行うことで法令及び社内規定に適合しているか検証する。
 - (3) 当社グループは、「モニタリング規程」により不正行為等の早期発見及び是正を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る以下の情報について、法令及び社内規程に従い適切に保存及び管理する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 常勤取締役会議事録
 - ④ その他の情報
 - (2) 取締役及び監査役が、常にこれらの情報を閲覧できる状態を維持する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 現状の危機管理体制に関する規程に基づき、責任と権限を明確にした危機管理体制を維持管理する。
 - (2) 当社グループに顕在及び潜在するリスクを明確にし、経営に与える影響を評価する。
 - (3) 当社グループの経営に重大な影響を与えると考えられるリスクに対し、監視体制及び発現したリスクによる損失を最小限にとどめる体制を維持管理する。
 - (4) 当社グループのリスクの抽出及び評価は定期的に見直す。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会規則及び常勤取締役会議運営要綱に基づいて会社の健全性を損なうことなく経営の効率化を図る。
 - (2) 取締役会は、経営方針に基づいた経営目標を決定し、取締役と各部門の責任者で構成される経営会議を通じ、経営目標を使用人に周知徹底させる。
 - (3) 取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、目標の達成状況を評価して、迅速な意思決定による経営の見直しを図ることで効率的な経営を行う。
 - (4) 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会を監督機能に重点をおいた体制へと整備するとともに、執行役員制度導入により業務執行機能の強化を図る。
 - (5) 当社は、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役及び監査役の指名・報酬等に係る手続の公平性・透明性・客観性を担保する。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める生産会議運営要領及び経営会議運営要領において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する使用人は、監査役の求めに応じ、その都度必要とされる専門的能力を備えた使用人を配置する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、補助期間など、人事権に係る決定事項は事前に監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告者に対する不利な取り扱いを禁止する体制
 - (1) 取締役等及び使用人は、当社グループの経営に重大な影響又は、著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見或いは、社外からの通報を受けた場合、速やかに監査役に報告する。
 - (2) 取締役等及び使用人は、職務の執行状況に関する報告を監査役から求められた場合、遅滞なく報告する。
 - (3) 当社は、「内部通報規程」において報告した者に対する報復行為の禁止を定める。

9. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合し、意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、経営に係るすべての重要情報にアクセス可能であり、常に経営を監視できる。
 - (3) 監査役は、各部門ごとの内部監査結果の報告をもとに、直接再調査を求める権限を有する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) 反社会的勢力を市民社会から排除していくことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であることを踏まえ、当社グループは倫理ガイドライン及びコンプライアンス基本規則を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断しコンプライアンス経営を推進する。
 - (2) 本社業務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、警察等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力からの不当要求に毅然とした対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催しております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき当社ならびに当社子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当業界における技術の変革と進展のスピードは著しく、生産設備の更新・合理化の投資は、非常に重要であります。この所要資金は、内部資金を充当することを原則としており、今後もこの方針により対処します。

利益配分につきましては、安定した配当の継続を基本に、企業の財務体質の強化を図るとともに内部資金の充実を進めつつ収益に対応した配当を行い、配当回数につきましては、毎年9月30日を基準日とする配当と毎年3月31日を基準日とする配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針にして堅実な経営に努めてまいります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

(注) 本事業報告中に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,921	流 動 負 債	4,967
現金及び預金	11,390	買掛金	1,601
受取手形及び売掛金	8,866	電子記録債務	1,536
電子記録債権	1,702	未払法人税等	467
製品	2,963	未払費用	1,106
仕掛品	369	役員賞与引当金	29
原材料及び貯蔵品	2,518	その他	226
その他	113	固 定 負 債	1,396
貸倒引当金	△3	退職給付に係る負債	1,350
		その他	46
固 定 資 産	7,474	負 債 合 計	6,364
有形固定資産	5,094	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	1,792	株 主 資 本	28,202
機械装置及び運搬具	1,559	資 本 金	2,654
土地	1,403	資 本 剰 余 金	1,750
その他	338	利 益 剰 余 金	24,621
無 形 固 定 資 産	21	自 己 株 式	△823
		その他の包括利益累計額	829
投資その他の資産	2,358	その他有価証券評価差額金	673
投資有価証券	2,116	繰延ヘッジ損益	7
繰延税金資産	165	為替換算調整勘定	161
その他	105	退職給付に係る調整累計額	△13
貸倒引当金	△28	純 資 産 合 計	29,032
資 産 合 計	35,396	負 債 純 資 産 合 計	35,396

連結損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	23,554
売上原価	18,594
売上総利益	4,960
販売費及び一般管理費	2,038
営業利益	2,921
営業外収益	
受取利息及び配当金	74
雇用調整助成金	27
その他	42
営業外費用	
支払利息	0
為替差損	20
固定資産除却損	20
その他	3
経常利益	3,021
特別利益	
固定資産売却益	4
特別損失	
固定資産売却損失	11
減損損失	225
税金等調整前当期純利益	2,788
法人税、住民税及び事業税	995
法人税等調整額	△51
当期純利益	1,845
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,845

連結株主資本等変動計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	2,654	1,750	23,039	△693	26,750
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△262	—	△262
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,845	—	1,845
自己株式の取得	—	—	—	△130	△130
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,582	△130	1,452
2021年3月31日残高	2,654	1,750	24,621	△823	28,202

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2020年4月1日残高	317	5	154	5	483	27,234
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△262
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	1,845
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△130
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	356	2	6	△19	346	346
連結会計年度中の変動額合計	356	2	6	△19	346	1,798
2021年3月31日残高	673	7	161	△13	829	29,032

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 営口新窯耐耐火材料有限公司
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
 - ①重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ.有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの：連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。
 - ロ.デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
 - ハ.たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品、原材料、仕掛品：月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ.有形固定資産（リース資産を除く）
当社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
連結子会社については、定額法を採用しております。

ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ.退職給付に係る会計処理の方法

I.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しております。

II.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ.ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

ハ.完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を採用しております。

ニ.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更

- ・連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

- ・重要な会計上の見積り

①連結子会社における有形固定資産の減損

(1)連結財務諸表に計上した金額

機械装置及び運搬具 1,559百万円

その他の有形固定資産 338百万円

減損損失225百万円

(2)見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他情報

連結子会社は、耐火物事業を営むために、機械及び装置などの資産を保有しております。

この耐火物事業の資産グループのうち、焼成品関連設備については、当連結会計年度において、5.連結損益計算書に関する注記（減損損失）に記載しているとおり、使用価値を回収可能額として減損損失225百万円を認識しております。

詳細につきましては、5.連結損益計算書に関する注記（減損損失）をご参照下さい。

焼成品関連設備以外の資産については、事業計画や将来キャッシュ・フローに基づく、回収可能性などを総合的に判断した結果、回収することが出来る見込みであるため、減損損失を認識しないと判断しました。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、当社を取り巻く市場環境の変化などにより、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額は、23,625百万円であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

・減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(経緯)

連結子会社の焼成品関連設備は、市況の悪化に伴い、2020年4月から遊休状態にあり、また、将来の用途が定まっていない状況にあることから減損損失を認識いたしました。

(減損損失の金額)

場所	用途	種類	金額 (百万円)
営口新窯耐耐火材料 有限公司 (中国遼寧省)	遊休資産	機械装置及び運搬具	192
		有形固定資産 (その他)	33
合計			225

(グルーピングの方法)

当社グループは、原則として、キャッシュ・フローを生み出す各工場単位で資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産等につきましては、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

遊休資産の回収可能額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 25,587,421株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	153	7.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	108	5.00	2020年9月30日	2020年12月11日
計	—	262	—	—	—

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	261	12.00	2021年3月31日	2021年6月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、外貨建債務及び外貨建予定取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を行っております。当社グループは、輸入取引に係る外貨建債務及び外貨建予定取引を対象として必要な範囲内で為替予約取引を行うこととしており、投機目的の取引は行わない方針をとっております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規則に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは極めて低いと認識しております。デリバティブの取引の実行及び管理は、取締役会等で承認を得た範囲内で業務部が行っております。取引結果は、業務部管掌役員に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	11,390	11,390	—
②受取手形及び売掛金	8,866	8,866	—
③電子記録債権	1,702	1,702	—
④投資有価証券			
その他有価証券	2,114	2,114	—
⑤買掛金	1,601	1,601	—
⑥電子記録債務	1,536	1,536	—
⑦未払法人税等	467	467	—
⑧デリバティブ取引（*）	11	11	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。合計で正味の債務となる場合は、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- ①「現金及び預金」、②「受取手形及び売掛金」及び③「電子記録債権」
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ④「投資有価証券」
投資有価証券は全て株式であり、時価は取引所の価格によっております。
- ⑤「買掛金」、⑥「電子記録債務」及び⑦「未払法人税等」
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧「デリバティブ取引」

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	157	—	(※1) 11
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	—	—	(※2) —
合計			157	—	11

(※1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、④「投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,332円86銭
1株当たり当期純利益	84円59銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(1)自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

(2)取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総数	1,800,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合8.26%)
③株式の取得価額の総額	1,500,000,000円(上限)
④取得期間	2021年5月14日～2022年3月31日
⑤取得方法	東京証券取引所における市場買付

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産			27,310	流 動 負 債			4,914
現金及び預金			11,121	買掛金			1,567
現受取手形			855	電子記録債			1,536
電子記録債			1,702	未払金			38
売掛金			7,953	未払費用			1,094
製品			2,841	未払法人税等			467
仕掛品			331	未払消費税等			106
原材料及び貯蔵品			2,400	前受金			0
前払費用			19	預り金			48
前渡金			1	役員賞与引当金			29
その他の現金			82	その他			23
貸倒引当金			△1				
固 定 資 産			8,560	固 定 負 債			1,377
有形固定資産			4,936	退職給付引当金			1,330
建物			1,408	その他			46
構築物			318				
機械及び装置			1,438	負 債 合 計			6,291
車両運搬具			38	純 資 産 の 部			
工具、器具及び備品			247	株 主 資 本			28,897
土地			1,403	資 本 金			2,654
リース資産			65	資 本 剰 余 金			1,750
建設仮勘定			14	資 本 準 備 金			1,710
				その 他 資 本 剰 余 金			39
無 形 固 定 資 産			5	利 益 剰 余 金			25,316
ソフトウェア			0	利 益 準 備 金			455
施設利用権			5	その 他 利 益 剰 余 金			24,861
				固定資産圧縮積立金			406
投資その他の資産			3,618	別 途 積 立 金			4,300
投資有価証券			2,116	繰 越 利 益 剰 余 金			20,155
関係会社出資金			1,255	自 己 株 式			△823
長期前払費用			3	評 価 ・ 換 算 差 額 等			681
繰延税金資産			155	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			673
その他の現金			89	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			7
貸倒引当金			△1	純 資 産 合 計			29,579
資 産 合 計			35,871	負 債 純 資 産 合 計			35,871

損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			23,554
売 上 原 価			18,653
売 上 総 利 益			4,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,886
営 業 利 益			3,015
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		74	
雇 用 調 整 助 成 金		27	
そ の 他		42	145
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		0	
為 替 差 損		30	
固 定 資 産 除 却 損		20	
そ の 他		2	54
経 常 利 益			3,105
経 常 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		11	11
税 引 前 当 期 純 利 益			3,094
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		990	
法 人 税 等 調 整 額		△50	940
当 期 純 利 益			2,154

株主資本等変動計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年4月1日残高	2,654	1,710	39	1,750
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2021年3月31日残高	2,654	1,710	39	1,750

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金					
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
利益準備金						固定資産 圧縮積立金	別途積立金
2020年4月1日残高	455	432	4,300	18,237	23,425	△693	27,136
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△262	△262	—	△262
当期純利益	—	—	—	2,154	2,154	—	2,154
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△26	—	26	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△130	△130
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△26	—	1,917	1,891	△130	1,761
2021年3月31日残高	455	406	4,300	20,155	25,316	△823	28,897

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	317	5	322	27,459
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△262
当期純利益	—	—	—	2,154
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△130
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	356	2	358	358
事業年度中の変動額合計	356	2	358	2,119
2021年3月31日残高	673	7	681	29,579

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社出資金：移動平均法による原価法を採用しております。
- ・其他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価の方法

製品、原材料、仕掛品：月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - イ.退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ロ.数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を採用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- ②ヘッジ会計の処理
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更

・損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しております。

なお、当事業年度については、該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 22,704百万円 |
| (2) 有形固定資産の取得価額より直接控除している圧縮記帳額は、建物17百万円であります。 | |
| (3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債務 | 182百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	
仕入高	1,008百万円
営業取引以外の取引による取引高	2百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,805,354株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	108百万円
未払事業税	34百万円
退職給付引当金	405百万円
その他の投資	27百万円
その他	79百万円
繰延税金資産小計	655百万円
評価性引当額	△30百万円
繰延税金資産合計	624百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△287百万円
繰延ヘッジ損益	△3百万円
固定資産圧縮積立金	△178百万円
繰延税金負債合計	△469百万円
繰延税金資産の純額	155百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	住友大阪セメント(株)	東京都千代田区	41,654	セメントの製造及び販売等	所有 直接 0.34 間接 — 被所有 直接 16.48 間接 —	製品・築炉工事等の販売	製品・築炉工事等の販売	1,489	売掛金	638

- (注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	営口新窯耐火材料有限公司	中国遼寧省大石橋市	59	耐火物等の製造・販売	所有 直接 100.0	・資金の貸付 ・役員の兼任	利息の受取 資金の回収 製品の仕入	2 327 1,008	関係会社長期貸付金 買掛金	— 182

- (注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
資金の貸付金利に関しては、市場金利を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,357円96銭
1株当たり当期純利益	98円75銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

連結計算書類の連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 ヨータイ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦宏和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高見勝文	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨータイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨータイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 ヨータイ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦宏和	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高見勝文	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨータイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社	ヨータイ	監査役会	
常勤監査役	梅澤	孝志	㊟
監査役	谷	忠晴	㊟
社外監査役	井上	慎一	㊟
社外監査役	藤原	康生	㊟
社外監査役	浦田	和栄	㊟

以上

第123期期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、2021年5月13日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき12円とし、効力発生日（支払開始日）を2021年6月25日とすることを決議いたしました。

2020年12月に1株につき5円の間配当金をお支払いしていますので、年間の配当金は1株につき、17円となります。

第123期期末配当金関係書類は、2021年6月24日にお届けご住所あてに発送予定でございます。

株 主 メ モ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主 確定日	3月31日
中間配当金受領株主 確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所（市場第一部）
公 告 方 法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.yotai.co.jp/ir/j_annual.html （ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。）

株主総会会場

大阪府貝塚市二色中町 8 番 1

当社本店 2 階会議室

電話：072-430-2100 (代表)

ご案内図



交通機関

バス

水間鉄道バス

南海本線貝塚駅東口から約20分
(南海貝塚駅東口発9:00、9:20があります)

商工会議所前下車徒歩約5分
(貝塚産業文化会館交差点左折すぐ)

タクシー

南海本線貝塚駅西口タクシー乗り場
から約15分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



環境に配慮したFSC® 認証
紙と植物油インキを使用し
て印刷しています。